

三、印刷刊行物の不法複製禁止及び発行停止に基く損害賠償請求すべし。
理由

今や支那の政勢は最も熾烈となり、官憲の权力濫用は改革に違なし、如
之、切捨御免の暴状は白昼公然として之を行はれんとしてゐる。而してこれに
目撃を蒙り、証を以て悉くに人を傷たりとするも、人を以て組織する司法機關
の活動には到底遲滞を免る能はざらん。然るにこの遲滞に對して之を救ふの途
若し布かれなければ、其初甲の大半は悉くに没却せられたものと云ふべきである。
而して之が以て困つて最も大なる被害を蒙りつ、あるものは吾々無産大衆で
ある。故つて我等は断然、この不備を防止せんことを茲に要求するものである。

実行方法

- 一、本部の新報行部に本案の公文を作成し最近の帝國議會に提出すべし。
- 二、選挙宣傳は勿論、一般宣傳に本件の主旨を採り入れ、大衆に徹底せしめて
制度を促進せしむべし。

無産者訴訟費用公給制に關する件 第一五号案

本文

中央執行委員會提出

訴訟費用公給制の制度を要求す。その要綱左の如し。

- (一) 無産者が其生活保護のために爲す訴訟手續に於いては、之に費用する一切
の印税を免除すること。
- (二) 無産者の生活に重大なる關係ある訴訟手續に於て訴訟代理人を委任するこ
と能はざる場合は裁判所は亦權士中より適當と認むる者を其訴訟代理人に選
任し、これが費用は國家より公給すること。
- (三) 無産者の生活に關係ある訴訟は原告たる者と被告たる者とを問はず、常に無産
者の住所地を以て管轄裁判所となし、これが費用は國家より公給すること。
- (四) 無産者の証明方法は特に之を簡略に爲すべし。

理由

我等の生活が常に私法關係に規定されてゐるに拘りず、現行民事訴訟法、其
他私法保護の請求又は防禦に關する規定が従前に多額の訴訟費用を要する結果